

愛媛県犯罪の起きにくい 安全で安心なまちづくり

条例 平成25年4月1日 施行

愛顔あふれる「えひめ」づくり



- ◎県民
- ◎事業者
- ◎地域活動団体
- ◎行政
- ◎警察

安全安心



えひめ力の総結集で、 地域の防犯力アップ!

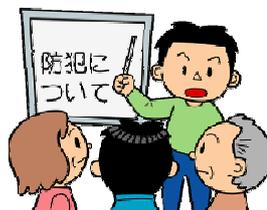
この条例は、県民一人一人の防犯意識の高揚を図るとともに、県民の皆様はもとより事業者、ボランティア団体、関係機関・団体等と連携して犯罪の防止のための自主活動や環境整備に取り組み、犯罪の起きにくい安全で安心な「えひめ」づくりを推進するものです。

愛 媛 県

県は、自主防犯活動を応援します！

犯罪の防止のための自主的な活動の促進に努めます

- 県民等の自主防犯意識の向上に向けて、みんなで取り組むための「防犯の日（毎月5日）」及び「安全安心なまちづくり旬間（10月11～20日）」を設けます。
- 自主防犯団体の立ち上げ支援や必要な情報提供等を行います。
- 自主防犯団体を支援するために、自主防犯団体支援センターを設けます。



高齢者・子ども等の安全確保のための取り組みに努めます



高齢者・子ども
女性・障害者等

- 高齢者等が犯罪の被害を受けないよう地域ぐるみの支え合いに取り組みます。
- 学校、通学路における子どもの安全確保のための指針をつくるほか、子どもが犯罪に遭わない・起こさないよう教育の充実に努めます。

犯罪の起きにくい環境づくりの取り組みに努めます

- 道路、公園、駐車場や住宅で犯罪を防ぐための指針をつくります。
- プライバシーに配慮した防犯カメラの設置及び利用のための指針をつくります。

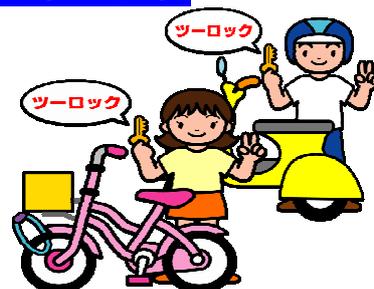


- 事業者が犯罪に遭わないために情報提供等の必要な措置を講じます。また事業所における防犯責任者の普及に努めます。



自転車利用時の犯罪による被害の防止の促進に努めます

- 自転車に係る盗難等による被害を防止するために必要な情報提供等や防犯登録の促進に取り組みます。
- 自転車の盗難被害防止のための器具等の普及に努めます。



【問合せ先】

愛媛県 警察本部 生活安全部 生活安全企画課 〒790-8573 松山市南堀端町2番地2

◆電話(089)934-0110 ◆ホームページ(<http://www.police.pref.ehime.jp/>)

